

## 議案第10号

### 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改

め、同項ただし書中「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第19条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附則第18項を次のように改める。

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

18 平成30年3月31日までの間、第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	及び	及び同法の規定による病床転換支援金等(次号において「病床転換支援金等」という。)並びに
第2号	の納付に要する費用に	及び病床転換支援金等の納付に要する費用に

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同</p>

民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金

じ。）の合算額とする。

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が52万円を超える場合には、基礎課税額は、52万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税

等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4. 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（基礎課税額に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同

額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、17万円とする。

4. 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（基礎課税額に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世

じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第19条において同じ。)以外の世帯 5,000円

(2)~(3) 省略

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万

帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第19条において同じ。)以外の世帯 5,000円

(2)~(3) 省略

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万

円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)~(3) 省略

附 則

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

18 平成30年3月31日までの間、第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	及び	及び同法の規定による病床転換支援金等 (次号において「病床転換支援金等」という。)並びに
第2号	の納付に要する費用に	及び病床転換支援金等の納付に要する費用に

円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)~(3) 省略

附 則

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

18 平成30年3月31日までの間、第2条第1項中「後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び」とあるのは「後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による病床転換支援金等(以下この項において「病床転換支援金等」という。)並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

13 施行日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第七条の二第六項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「第四十四項及び第四十五項」とあるのは、「及び第四十四項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)  
第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市町村長は、納付すべき軽自動車税(平成二十八年度以前の年度分のものに限る)の額について不足額があることを地方税法第四百四十五条第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の人(以下この項及び次項において「第三者」という)にあるときは、同法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(同法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定を除く)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。  
4 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における軽自動車税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(都市計画税に関する経過措置)  
第十九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二条の四の二の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同条に規定する震災等に係る同条に規定する家屋に対して課する平成二十九年以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五条第三十六項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)  
第二十条 三十年新法第七百三条の四並びに附則第三十八条及び第三十八条の二の規定は、平成三十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十一条 航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置(航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成三十一年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月」の収納に係る航空機燃料譲与税の収入額の九分の二に相当する額と同年の四月」と「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2 平成二十九年度から平成三十一年度までの間における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」とする。

3 平成三十二年及び平成三十三年における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中航空機燃料譲与税の収入額の「算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

(罰則に関する経過措置)  
第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(税理士法の一部改正)  
第二十四条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。  
第四十条 第五号中「(地方税法において準用する場合を含む)若しくは関税法」を「関税法」に改め、(一)において準用する場合を含む(一)の下に「若しくは地方税法」を加える。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十五条 前条の規定による改正後の税理士法第四十条(第五号に係る部分に限る)の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正)  
第二十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は関税法(昭和二十九年法律第六十一号)を」を「関税法(昭和二十九年法律第六十一号)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に改める。

第三条の見出し中「及び関税法」を削り、同条第一項中「又は関税法」を「関税法又は地方税法」に、「若しくは税関長」を「税関長若しくは地方団体(都道府県又は市町村(特別区を含む))をいう。次項において同じ)の長」に改め、同条第二項中「又は税関官吏」を「税関職員又は地方団体の当該徴税吏員」に、「又は関税法」を「関税法又は地方税法」に改め、同条第三項中「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)を削り、又は関税法」を「関税法又は地方税法」に改める。

(酒税法の一部改正)  
第二十七条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む)若しくは関税法」を「関税法」に改め、「昭和三十一年法律第三十八号)において準用する場合を含む(一)の下に「若しくは地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)を加える。

(酒税法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十八条 前条の規定による改正後の酒税法第十条(第七号に係る部分に限る)の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)  
第二十九条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)を削る。



三 第一条中地方税法第十一条の二、第三十五条第一項、第三十七條、第三十七條の二第一項及び第二項、第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項から第三項まで、第三百二十四条の第三項、第三百二十四条の六、第三百二十四条の七第一項及び第二項、第三百二十一條の七の十二第一項、第三百二十一條の七の十三並びに第七百三十七條第一項及び第二項の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第五條第一項及び第三項、第五條の四第一項第二号八及び第六項第二号八、第五條の四の二、第五條の五、第六條第二項第一号及び第五項第一号、第二十九條の七第一項、第三十一條の四第一項、第三十三條の二第一項及び第五項、第三十三條の三第一項第一号及び第五項第一号、第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第一項各号及び第四項各号、第三十四條の三第一項及び第三項、第三十五條、第三十五條の二第一項及び第五項、第三十五條の二の二第一項及び第五項、第三十五條の四第一項及び第四項並びに第四十五條第三項及び第六項の改正規定並びに次条並びに附則第五條第二項、第七條第八項及び第九項、第十五條第二項から第四項まで、第三十一條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八條第二項、第四項、第七項及び第九項の改正規定に限る。）、第三十三條第一項及び第三項、第三十七條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第四項、第六項、第十項及び第十二項の改正規定に限る。）並びに第三十九條第一項及び第三項の規定、平成三十年一月一日

四 第二条（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三條、第四條、第十條、第十二條、第二十條、第二十四條から第三十條まで、第三十二條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第一項、第十二條第四項及び第十六條第一項の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十六條、第三十八條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の二第三項の改正規定に限る。）、第四十一條から第四十五條まで及び第四十六條（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十九條の改正規定に限る。）の規定、平成三十年四月一日

五 第二条中地方税法第二十三條第一項及び第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第七十五條の二、第二百九十二條第一項及び第二項、第三百一十一條、第三百一十四條の二、第三百一十四條の六第一号イの表並びに第七百零五條の五十二第二項の改正規定並びに同法附則第三條の三、第四條第七項第一号及び第十三項第一号、第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の三の二、第三十五條の三の三、第三十五條の三の四第二項並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定並びに附則第六條、第十六條、第三十二條（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三十四條、第三十八條（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四十條の規定、平成三十一年一月一日

六 第二条中地方税法第七十二條の四十八第三項及び第九項の改正規定並びに附則第八條の規定、平成三十二年四月一日

七 第一条中地方税法第五百八十六條第二項第一号の二の改正規定、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十五條に二項を加える改正規定（同条第四十五項に係る部分に限る。）、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法第七十二條の百一十一第二項の改正規定、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

十 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（「七」を除く。）」の下に、「第四十二條の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を加える部分に限る。）、及び同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（「第七項を除く。）」の下に、「第四十二條の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を加える部分に限る。）並びに同法附則第八條第四項

の改正規定（同項を同条第八項とする部分を除く。）、同条第三項の改正規定（同項を同条第七項とする部分を除く。）及び同条第二項を同条第三項とし、同条の次に三項を加える改正規定（同条第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに附則第五條第九項及び第十項並びに第十五條第八項及び第九項の規定、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第九條に二項を加える改正規定（同条第二十一項に係る部分に限る。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

（第二次納税義務に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十一條の二の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に滞納となつた地方団体の徴収金について適用し、同日前に滞納となつてゐる地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

（保全差押えに関する経過措置）

第三条 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日前にされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「三十年旧法」という。）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「所得税法等改正法」という。）第十條の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号。以下「廃止前国税犯則取締法」という。）の規定による差押え又は領置は、同号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「三十年新法」という。）第十六條の四第一項の規定の適用については、三十年新法第一章第十六節第一款の規定による差押え又は領置とみなす。

（犯則事件の処分に関する経過措置）

第四条 三十年新法第一章第十六節第二款の規定は、附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日以後にした行為に係る地方税に関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る地方税に関する犯則事件の処分については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

1 新法附則第四條第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第十四項の規定は、道府県民税の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日に係る年の翌年十二月三十一日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同号に規定する買換資産について適用し、道府県民税の納税義務者の第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四條第一項第一号に規定する特定譲渡の日に係る年の翌年十二月三十一日が施行日以前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

2 新法附則第五條第一項、第三十七條、第三十七條の二第一項及び第二項並びに第七百三十七條の二並びに附則第五條第一項、第五條の四の二第一項及び第四項、第五條の五第一項、第六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項（各号に係る部分に限る。）、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項及び第三項、第三十五條の二第一項、第三十五條の二の二第一項、第三十五條の四第一項並びに第四十五條第三項の規定は、平成三十年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四條第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第十四項の規定は、道府県民税の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日に係る年の翌年十二月三十一日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同号に規定する買換資産について適用し、道府県民税の納税義務者の第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四條第一項第一号に規定する特定譲渡の日に係る年の翌年十二月三十一日が施行日以前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

4 新法附則第七條の四の規定は、施行日以後に新法第四十一條第一項の規定によりその例によることとされる新法第三百二十八條の五第二項に規定する納期限が到来する新法第五十條の二の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金について適用する。

5 施行日から附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第七條の四の規定の適用については、同条中「指定都市」とあるのは、「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）」とする。

第十二項	標準後期高齢者支援金等課税総額	一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額
第十二項第一号	後期高齢者支援金等	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等
第十二項第二号	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第十四項	後期高齢者支援金等課税額	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
	当該	一般被保険者である
	その	納税義務者の
	被保険者につき	一般被保険者につき
	とする	とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする
第十五項及び第十六項	被保険者	一般被保険者
	後期高齢者支援金等課税額を	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額を
第十七項	被保険者の	一般被保険者の
第十八項第一号	被保険者	一般被保険者
第十九項	の後期高齢者支援金等課税額	又は附則第三十八条の二第五項の後期高齢者支援金等課税額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第十四項の後期高齢者支援金等課税額と同条第五項の後期高齢者支援金等課税額との合算額)
第二十項第二号	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第二十八項	第十四項	第十一項、第十四項、第十九項
	及びその世帯に属する被保険者	一般被保険者である納税義務者及び納税義務者の世帯に属する一般被保険者
	の世帯に属する被保険者	当該納税義務者の世帯に属する一般被保険者
	第二十二項中	第十一項及び第十九項中「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者」と、第二十二項中

附則第三十八条の二第一項中「同条に規定する退職被保険者等所属市町村(以下この条において「退職者所属市町村」という。))を「退職者所属市町村」に「うち前条」を「うち同条」に、前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第四項の表の上欄を「第七百三条の四第四項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第八項に規定する固定資産税額等(以下この項及び第七項において「固定資産税額等」という。))に、同条第四項第一号の資産割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

附則第三十八条の二第五項中「同条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項の表の上欄」を「第七百三条の四第十三項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項各号」を「第七百三条の四第十三項各号」に改め、同条第七項中「固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額」を「固定資産税額等」に、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項」を「第七百三条の四第十三項第一号」に改め、同条第九項中「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「その」を「当該納税義務者の」に改め、「一般被保険者」を削る。

附則第三十八条の三を次のように改める。

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

第三十八条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七百三条の四第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	及び同法	、同法
第二項第一号	介護納付金	病床転換支援金等並びに介護納付金
第二項第二号及び第十二項第一号	の納付に要する費用に	及び病床転換支援金等の納付に要する費用に

第三條 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改める。

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方税法第七十二条の四十八、第七十二条の五十四、第七十二条の六十三の四第一項及び第二項並びに第三百四十九条の三第一項の改正規定並びに同法附則第九条の二及び第九條の二の二第一項の改正規定並びに同法附則第九条の三を削り、同法附則第九条の三の二を同法附則第九条の三とする改正規定並びに附則第七條第五項及び第七項並びに第四十六條(第四号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日

二 第一條中地方税法第七條の六第二項及び第七十二條の二の二第八項の改正規定、同法第七十二條の二十六の改正規定(同条第二項及び第四項に係る部分を除く。))並びに同法第七十二條の四十三第四項の改正規定並びに同法附則第四十一條第二項の改正規定並びに附則第七條第二項及び第三項の規定 平成二十九年十月一日

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

一 基礎課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険を行う市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支学金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号へ及び第二号二において同じ)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ)

二 後期高齢者支学金等課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支学金等の納付に要する費用に充てる部分に限る)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ)

三 介護納付金課税被保険者(被保険者のうち、介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者であるものをいう。以下この条において同じ)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下この条において同じ)

3 国民健康保険税の標準基礎課税総額(次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第五項において「標準基礎課税総額」という)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額  
イ 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

ロ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支学金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く)の額

ハ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額  
ニ 国民健康保険法第八十一条の第二項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額  
ヘ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く)の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額  
イ 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額  
ロ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支学金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下ロにおいて同じ)に係るものを除く)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く)の額

ハ 国民健康保険法第七十五条の第二項の国民健康保険給付費等交付金の額  
ニ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く)のための収入(国民健康保険法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く)の額  
三 当該年度における第七百七十七条の規定による基礎課税額の減免の額の総額

4 標準基礎課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額  
二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額  
三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額  
第七百三十三条の四第五項中「前項の表の上欄」を「前項各号」に、「被保険者である世帯主」を「当該納税義務者」に改め、同条第六項中「第四項」を「第四項各号」に、「第十五項及び第二十三項」を「以下この条」に、「按分して」を「按分して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、第八項本文、第九項及び第十項の規定に基づき前項の基礎課税額を算定するものとしたならば、当該基礎課税額が第十一項の規定に基づき定められる当該基礎課税額の限度額(第八項ただし書において「基礎課税限度額」という)を上回るものが確定であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎課税後の総所得金額等を補正するものとする。

第七百三十三条の四第七項中「を算定する場合においては」を「の算定については」に改め、同条第八項中「第四項」を「第四項第一号」に改め、「の額」の下に「(以下この条において「固定資産税額」という)を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第五項、第六項本文、この項本文、次項及び第十項の規定に基づき第五項の基礎課税額を算定するものとしたならば、当該基礎課税額が基礎課税限度額を上回ることが確定であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。  
第七百三十三条の四第九項中「第四項」を「第四項各号」に改め、同条第十項第一号中「(以下同じ)」を「(以下国民健康保険税について同じ)」に、「第四項」を「第四項第一号及び第二号」に改め、同条第十二項及び第十三項を次のように改める。

12 国民健康保険税の標準後期高齢者支学金等課税総額(次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第十四項において「標準後期高齢者支学金等課税総額」という)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支学金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号イ及びロにおいて同じ)の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額  
イ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限り)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限り)の額

ロ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る)のための収入(国民健康保険法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く)の額

三 当該年度における第七百七十七条の規定による後期高齢者支学金等課税額の減免の額の総額  
標準後期高齢者支学金等課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額  
二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額  
三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

13 標準後期高齢者支学金等課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

口 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十二万円 (その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円)

ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 十一万円 (その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円)

イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が九十万円以下である配偶者 三十三万円  
(2) 前年の合計所得金額が九十万円を超え百二十万円以下である配偶者 三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち八十三万円を超える部分の金額 (当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする) を控除した金額

ロ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の二に相当する金額 (当該金額が一百万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額)

ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の二に相当する金額 (当該金額が一百万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額)

第三百十四条の二第四項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第七項中「よつて」を「により」に改め、同条第八項第一号から第三号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同項第六号イ中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第九項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「控除対象配偶者」の下に「若しくはその他の同一生計配偶者」を加え、「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に改め、同条第十項中「同年」を「前年」に「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第十三項中「よつて」を「により」に改める。

第三百十四条の六第一号イの表(1)の項及び(2)の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(6)の項(1)中「五万円」の下に「当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え千万円以下である場合には二万円」を加え、同項(2)の下に「当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には六万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には三万円」を加え、同表(7)の項中「で、前年の合計所得金額が千万円以下であるものを」とを削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る」に改め、同項(1)中「五万円」の下に「当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には二万円」を加え、同項(2)中「三万円」の下に「当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には二万円」を加える。

第三章第一節第七款及び第八款を削り、同節第六款中第三百三十四条の次に次のように加える。

第三百三十五条から第三百四十条まで 削除

第三百五十二条第二項中「昭和二十五年法律第二百一十号」を削る。

第三章第二節第七款を削り、同節第六款中第四百三十六条の次に次のように加える。

第四百三十七条から第四百四十一条まで 削除

第三章第四節第四款を削り、同節第三款中第四百八十五条の五の次に次のように加える。

第四百八十五条の六から第四百八十五条の十二まで 削除

第三章第四節第五款の款名中「交付」を「道府県に対する交付」に改める。

第四百八十五条の十三の見出しを削り、同条第一項中「道府県」を「道府県」に改める。

第三章第四節第五款を同節第四款とする。

第四百八十五条の十四の見出しを削る。

第三章第四節第六款を同節第五款とする。

第五百四十四条から第五百五十条までを次のように改める。

第五百四十四条から第五百五十条まで 削除

第五百八十五条第五項中「第七十三条の二十項及び第十一項」を「第七十三条の二十項及び第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第五百八十七条の二第一項中「よつて」を「により」に改め、同項ただし書中「第七十三条の二十項」を「第七十三条の二十二項」に、「第七十三条の二十二項」に「場合においては」を「場合は」に改める。

第三章第八節第五款を削り、同節第四款中第六百十五條の次に次のように加える。

第六百十六條から第六百二十條まで 削除

第三章第八節第六款を同節第五款とする。

第七百条の五十二第一項中「対し」を「ついで」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

第七百一条の二十一から第七百一条の二十九までを次のように改める。

第七百一条の二十一から第七百一条の二十九まで 削除

第四章第五節第五款を削り、同節第四款中第七百一条の六十七の次に次のように加える。

第七百一条の六十八から第七百一条の七十二まで 削除

第四章第五節第六款を同節第五款とする。

第七百三条の四第一項から第四項までを次のように改める。

国民健康保険を行う市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村)は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者(以下この節において「被保険者」という。)である世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る)に対し、国民健康保険税を課することができる。

一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支授金等(以下この条において「後期高齢者支授金等」という。)並びに介護保険法の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用を含む。以下この条において「介護納付金」という。

二 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金(第三項第一号八において「財政安定化基金拠出金」という。)の納付に要する費用

三 その他国民健康保険事業に要する費用



# 参考

## (抜 粋)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

### 法律第二号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律

#### (地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出し中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に改め、同条中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人」に改め、「合資会社」の下に「及び監査法人」を加える。

第十七条の六第二項中「第二条第十二号の六に」を「第二条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の五の二の六に」を「同条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の五の三に」改める。

第二十三条第一項第四号中「によつて」を「により」に改め、「第七項を除く。」の下に「第四十二条の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」を加え、「第四十二条の四」を「第四十二条の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に、「又は第六十八条の十五の四第五項」を「第六十八条の十五の四第五項又は第六十八条の十五の五第五項」に改め、同条第四項中「第二款第三目」を「次款第三目」に、「においては」を「には」に改める。

第三十二条第十三項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定配当等申告書」に、「もの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項の規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十二条第十五項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において)を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「もの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第一項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項の規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)